

議会改革検討調査会記録

1 日 時 令和5年1月26日（木曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時10分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 12人

座 長 高 田 真 里

副 座 長 高 原 讓

委 員 金 岡 貴 裕

// 織 田 伸 一

// 舎 川 智 也

// 江 西 照 康

// 谷 口 寿 一

// 尾 上 一 彦

// 松 井 桂 将

// 村 石 篤

// 高 田 重 信

// 赤 星 ゆかり

4 欠席委員 1人

委員 大島 満

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

| | |
|-----------|-------|
| 事務局長 | 渡辺 康裕 |
| 事務局次長 | 笠間 信行 |
| 議事調査課長 | 坂口 輝之 |
| 議事調査課長代理 | 中山 崇 |
| 議事調査課議事係長 | 酒井 優 |
| 議事調査課主査 | 土方 智樹 |

6 協議結果について

1 一般質問時間の見直しについて

（提案の趣旨：現在の「答弁時間を含めて一人年間120分以内」では1定例会当たりの質問時間が30分であり、十分な質問ができない。定例会ごとに1人当たりの質問時間を60分（質問のみの場合は20分から30分）確保する。また、各々の議員は対等・平等であることから、一般質問時間の「会派持ち時間制」をやめる。）

意見の一致は見られなかった。（現在の質問時間では時間が短いことから、質問項目を削ることがある、また、議員間で質問時間に差があることを市民に説明できないといった意見があった。その一方で、質問時間を増やすことで得られる効果が見いだせず、今の質問時間の中で質問の効果・質を上げていくことをまずは検討すべきであるという意見や、全議員の質問時間が増えると議会のまとまりがなくなり、新たな問題が発生するのではないかという意見など、現状維持でよいのではないかという意見が多数あった。）

2 議案質疑と一般質問の分離について

（提案の趣旨：議案質疑は一般質問と性質の異なる発言であり、議案質疑と一般質問を一括して行くと、一般質問を十分に行える時間がなくなる。議案質疑と一般質問を分離し、どの議員にも、自身が所属している常任委員会・分科会以外の所管事項の疑義を議場でただす機会を保証することで、どのような提案がされているのかを市民にとって分かりやすい議会とする。）

意見の一致は見られなかった。（議案質疑と一般質問を一括して行うことで、議案の疑問点を幅広く質問することができるという意見があった。また、議案質疑と一般質問を分離することで、発言に制限がかかるという意見や、常任委員会の活性化の妨げになるという意見、現状で不都合はないとの意見が多数あった。加えて、会派によっては全ての常任委員会に所属しているわけではないため、会派間で協力し、質疑をしてもらうなど、現行のルールの中で方法はあるのではないかなど、現状どおりでよいのではないかとの意見があった。）

3 代表質問の毎定例会実施について

（提案の趣旨：市政の基本方針などについて、その時々的情勢に応じて会派ごとにただせるよう、代表質問は毎定例会で行う。）

意見の一致は見られなかった。（代表質問を毎定例会実施することで、一般質問の内容が薄くなってしまおうという意見や、まずは代表質問の質を上げることが必要という意見など、現状のままでよいのでは

ないかとの意見が多数あった。)

4 その他

昨年11月30日の各派代表者会議において、出席議員から、議会改革検討調査会の視察の実施について提案があったことから、委員に意見を求めた。

当検討調査会としては、大きなテーマや重要な課題などが出た際に、視察の実施や会派での調査・研究、講師を招いた勉強会の実施などをその都度、検討することとした。

7 会議の概要

座長 ただいまから、議会改革検討調査会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長 本日、大島委員から都合により欠席するとの連絡がございましたので御報告いたします。協議に先立ち、調査会記録の署名委員に、村石委員、高田 重信委員を指名いたします。本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、協議事項の1番目、一般質問時間の見直しについてであります。

この件につきましては、前任期中の本検討調査会におきましても協議を行っており、平成29年の協議においては、年間の持ち時間を90分から120分に拡充することで意見がまとまりました。また、平成30年、平成31年に再度協議を行いましたが、この際には現状どおりとするという結果になっております。

それでは、具体の協議に入ります。

議員も新しくなっておりますので、提案者であります日本共産党さんから改めて提案理

由の説明をお願いいたします。

赤星委員

日本共産党から提案させていただきます。

一般質問時間の見直しをぜひ皆さんと一緒に
行いたいと思っております。

現在は、議員1人当たり年間120分以内の
会派持ち時間制となっており、定例会ごと一
年4回一般質問を行うと1定例会当たり30
分しか質問できない状況が続いています。

質問時間を会派持ち時間制ではなく、定例会
ごとに議員1人につき答弁を含む場合は60
分まで、答弁を含まない場合は1人20分か
ら30分くらいを確保するようにしてはどうかと提案します。

一般質問は議員固有の権能として、市の行財
政全般にわたり執行機関の疑問点をただし、
所信の表明を求めるものです。現在の答弁を
含めて年間120分以内の質問時間の縛りで
すと、1定例会当たりの質問時間は30分し
かありませんので、十分な質問が行えない状
態です。当局側も一生懸命答弁を作成されて
も、質問時間を気にして十分に答弁を行えな
いのではないかと思われれます。これでは議論
は深まりません。

また、質問時間を増やすことは議会のチェッ
ク機能を強化することでもあります。補足資

料として、机の上に配付していただきました資料「中核市照会結果（R4.12末時点）」を見ても、富山市議会の一般質問時間は短いと思います。

質問時間の制限は議会が自らの活動を縛るようなものです。これは全国的な議員の学習会などでも必ずそのように言われています。

個々の議員は対等・平等でありますから、会派持ち時間制ではなく、定例会ごとに質問を希望する議員は通告を行い、それぞれが同じ質問時間を保証されるように見直しが必要だと思います。

資料は議員必携（第十一改定新版）より抜粋して配付させていただきました。この資料には質問と、次の協議事項でもあります質疑の解説もありますので、参考にさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

座長 ただいまの提案につきまして、質疑はありますでしょうか。

高田 重信委員 提案の趣旨的なものはつかめました。
個人と会派のしっかりとした分け方については、お互いまだまだなのかなと思いますが、いきなり個人に質問時間を持たせるという言い方には、正直納得できないところがあります。

す。

会派と個人についてどのように考えておられますか。

赤星委員

会派は同じ考えを持つ議員同士の集まりですが、一般質問は全ての議員が持つ権利であり、能力、権能です。

現在、質問時間は会派に割り当てられ、質問をしない議員の質問時間を利用して、ほかの議員が質問をできますが、有権者の方々からは、なぜ私が選んだ議員はあまり質問をしないのだろうと見えるのです。有権者の方は、どの議員に対しても活発に質問をしてほしいと本当に思っておられるはずなのです。ですから、どの議員も希望すれば対等・平等に質問できるように、会派で質問時間を割り当てるのではなく、議員個人の持ち時間として提案いたしました。

織田委員

議員一人一人が質問できるようにするべきと提案されたのか、議員は質問すべきであると提案されたのか、どちらなのでしょう。

赤星委員

質問するのかどうかは議員の自由です。質問したくても年間の質問時間を使い切ってしまったのでもう質問できない、自分の質問時間

をほかの議員に渡したので質問できないなどといったことではなくて、どの議員も質問できるようにするべきだと思っています。

織田委員

今、十分な質問ができないというお話がありました。思う存分できないという言い方もされたのですけれども、十分な質問とは具体的にどのような形を言っておられるのでしょうか。

赤星委員

それぞれの議員の思いもあるとは思いますが、自分たちの状況で言えば、コロナ禍に市民の暮らしや福祉のことを質問しようと思ったときに、例えば官製談合事件が起こり、そちらを追求しなければならなくなった場合、質問時間が足りないのです。30分の質問時間では取り上げられるテーマも少なくなり、1つのアイテムについての十分な深い議論ができないのです。

もし、質問時間が60分あれば、自分が調べた主張したいことをもっと主張でき、相手の答弁も聞くことができます。そして、こうではないのかと議論を深めていくことができますけれども、今の質問時間の縛りでは、十分な深い議論ができないという思いがあります。

座長 ほかに質疑はありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

座長 ないようですので、皆様の御意見をお伺いします。
ただいまの提案に御意見のある方は挙手願います。

村石委員 結論から言うと、質問時間は定例会ごとに質疑・答弁を含めて基本的に60分にするべきであると考えており、その理由について述べます。
現行の1定例会当たり30分の質問時間では、やはり時間がないことが言えます。
まず、質問をするときはどういった質問を行うのかなど、会派内で全て協議した上で議員個人が質問します。会派というものはあくまで、議員個人個人が集まってどういう質問を行っていくのかを協議するものであって、最終的に議場で質問をするのは個人であると思います。
現状、30分の質問時間では一例えば私はたくさんの質問項目を書きますが、30分に収めるためにやはり削らなければならないのです。また、答弁時間を含めた場合に、質問時

間内には終わらないと予想されるときは、実際の質問原稿から項目を削り、最終的には質問をしないと行った対応をしており、30分の質問時間では支障が出ています。新しく議員になった方も、ほかのことも質問したいのに質問できないと、私と同じように思っていると思います。

2つ目には、先ほど赤星委員からもありましたように、市民に対してなかなか説明ができないということです。Aという議員は一般質問を60分掛ける4回、Bという議員は30分掛ける4回行った場合、私たちが選んだという点では同じ議員なのに、どうして議員によって質問する時間に差があるのかと考える人もいると思うのです。

したがって、質問時間を議員1人当たり60分にしたほうがよいと思います。

舎川委員

結局、議員が質問することによって、どれだけの効果を得られるのかということが重要であると思います。質問の効果は、配付された資料に掲載されている内容であるとは思いません。

赤星委員の御提案で、質問時間を増やすべき、質問は議員の権能で、そこに不公平があるということについて我々も共感できるのであれ

ば、当然質問時間を増やせばいいのではないかと思うのですが、質問時間を増やすことによって得られる効果は現状なかなか見いだすことができず、前向きな議論ができなくなっているのです。つまり質問時間を増やすことによって、どれだけの効果が得られるのか、反対に質問時間を少なくしたほうが集中的に効果を得られることも考えられると思うのです。

赤星委員は、質問時間を増やすことにより、得られる効果はどれだけあると考えておられますか。

赤星委員

30分の質問時間では、取り上げたくても取り上げられなかった問題があり、質問の効果は半分になっていると思います。

例えば、法改正を受けて、市としても条例で最低基準を定めているのに4年たっても学童保育が足りていないという地域の実情を訴えたことがあります。そうした状況に森前市長も驚き、1億円を超える特別拡充事業の予算をつけていただきました。学童保育の問題は質問時間内で行えたのですが、時間がないために取り上げられなかった問題がたくさんあるのです。もし、時間がないことで質問できなかった問題について質問できていれば、効

果は確実にあったと思います。

また、質問することで政策の転換・変更をしてもらえるだけではなく、市政の問題点をえぐり出して明らかにする――一般質問は本会議場で行いますから、全ての議員が聞き、市民の方々にも中継されています。どのような問題点があるのか、どういうふうに税金が使われているのかなどということをはっきりと明かにしていくことも議会のチェック機能の1つであると思います。

何かを思い、準備をしてきたのに質問時間が足りないということはなくしたい、質問を十分に行いたい、これはどの議員も思っているはずです。

舎川委員

質問時間を今以上に増やすことにより、その効果を得られるのかどうかは少し難しいとは思いますが、私の印象としては、赤星委員の質問はすごいなと思います。今の質問時間内でちゃんと効果も出していると思います。本当にダイナミックな質問をしておられます。もっと質問時間が欲しいということは、我々も当然思っています。質問時間を増やしていただくのであれば平等に増やしていただきたいのですが、現状、質問は十分に行えていると思うのです。

加えて、全ての質問が効果につながっているとは思えないので、質問の質を全体的にもう少し上げていく一質問時間の中でどのように効果を上げていくのかということに、我々ももう少し向き合っていくべきではないかと思えます。

全体的に質問時間を延ばすことよりも、質を上げていくことのほうが重要ではないかと考えますので、現時点では現状維持でいいと思えます。

江西委員

赤星委員の趣旨はよくよく理解でき、質問時間が足りなくて苦勞をされていることはよく分かるのですが、今の議会の質問レベルで当局の幹部の方々を一同に拘束するわけです。少数会派には少数会派の意見があることは分かるのですが、私どもは去年までは今の会派の3倍、市議会の過半数を完全に占めていたわけです。大会派は大会派で、会派内で質問を絞っていかないと、自分たちの会派だけで議会の日程を狂わせる量になりますから、今回は質問を遠慮すべきなど、大会派には時間調整の弁を果たしている悩みがあるわけです。大会派ともなると、今の質問のレベルで当局を拘束して、スムーズに議会運営をするために質問者数を絞らなければならな

いという悩みもあるわけです。

現状では、やはり議会全体の質問レベルが上がった上で、また、ほかの市議会と比べますと一ほかの市議会の状況もありますけれども一富山市議会の質問日数は多いと感じます。提案理由は分かるのですが、少数会派の視点だけで現状の質問時間を増やすと、大会派も同じように質問時間も増えるという、とんでもないことになり、議会のまとまりがなくなってしまいます。そうなれば、別の問題が発生することになりますので、現状を維持していくべきであると考えます。

村石委員

質問の効果と質の高い質問は、質問時間の長さとは直接の関係はないと思います。短くても質のよい質問はできますし、長くても質がよくない質問になる可能性もありますので、それはあまり一緒に考えないほうがよいと思います。

質問時間が長いほうがよいというのは、やはり会派が違えば、視点・考え方が違うわけです。つまり、多様性といいますか、当局に対していろいろな視点から質問を行うことができ、いろいろな意見を言えます。そうした多様性を持って当局と質疑応答することで、市民の方に、そういう考え方もあるのかと伝わ

ります。質問時間が長いと、いろいろな視点から見ることができ、いろいろな質問ができるということです。富山市議会自由民主党さんの提案は当局でも結構受け入れていただいておりますし。

谷口委員

今ほど質問の質という話がありましたけれども、やはり質は考えていかなければならないと思います。

まず、質問の予定通告をしておきながら調整が全然なされていないため、同じ質問を何回もしていることがあります。質問をした者勝ちという考えを持っておられるからこういうことになるのだと思いますが、おそらく、質問内容を調整することで時間的には大分変わるとと思います。赤星委員が言われたように議会をチェックしていくということであれば、結局は誰が質問をしても、解決できればいいのではないかと考えます。

加えて、質問の内容に関してですが、例えば条例の条文を質問者が読み上げて、答弁者も同じ条文を読み上げることに質問時間を割いていることがあります。今の質問時間でも十分足りており、質問の内容を精査することでまだまだ十分な質問をできるのではないかと思います。

あれもこれも質問したいという気持ちは分かりますけれども、そもそも自分の中でどの項目を最重要課題と捉えていくのかということも重要であると思います。

松井委員

今回の一般質問時間の見直しは中期的課題の協議項目となっております。

公明党では所属する議員の質問内容を確認し、会派内で質問時間内となるように調整をしています。その中で、先ほど村石委員も言われましたが、質問時間を削る場合もあります。私が議員になった当時は一般質問の日数は2日と半日だったと思いますが、現在は4日ということで、全体の質問時間は増えており、大分よくなっていると思います。そのような中、質問時間が足りないという意見も分かりますが、今の富山市議会の一般質問のキャパシティーでは、定数38人の全議員が定例会ごとに質問できるわけではないので、現状のまま問題がないと思います。やはり質問内容を精査し取り組んでいくことでインターネット中継もありますし一市民に対しても説明責任をしっかりと果たせるのではないかと思います。

尾上委員

定例会ごとでは質問時間が30分しかないと

いう話ですが、現状のルールでは質問時間は30分だけではなく、45分、60分と選択することができます。例えば一人会派ではなかなか仕方のないこともあるかもしれませんが二人会派であれば、会派としての質問は定例会ごとに60分行えます。限られた時間の中で議会を運営していくためには、皆様も言われたように質問の内容を精査し、現状どおりの議会運営でいいのではないかと私も思います。

座長 ほかにも御意見はありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

座長 それでは、赤星委員の提案に対し、村石委員は賛成を表明されていますが、現状どおりという意見が多く、意見の一致は見られませんでした。皆様の御意見を議長に報告させていただきます。

次に、協議事項の2番目に移ります。

議案質疑と一般質問の分離についてであります。

この件につきましても、前任期中の検討調査会において協議を行っており、平成29年と平成31年の協議では現状どおりとの結果と

なっております。

それでは具体の協議に入ります。

提案者であります、日本共産党さんから改めて提案理由の説明をお願いいたします。

赤星委員

議案質疑は現に議題となっている事件について疑義をただすものでありまして、一般質問とは性質の異なるものです。

提案する理由は検討項目の概要・要旨のとおりでありますけれども、今のように議案質疑と一般質問を一括して行いますと、議員が一般質問をしようと準備を重ねてきたテーマがあり、そのテーマに係る議案が市長から提出され、どうしても本会議の中で疑義をただす必要がある場合においては、質疑が一般質問の時間に食い込んでしまい、一般質問を十分に行うことができないことになります。また、現状では、自分や自身の会派の議員も所属していない委員会の所感の議案となると、本会議場でしか質疑ができません。

こうしたことから、議案質疑と一般質問はそもそもの性質が違うため、かつてのように切り離して、別々に行うことが望ましいと考えます。また、分離することで、市長が提案した議案はこういう議案なのかと、市民の皆様にもより分かりやすい議会になると思います

ので、よろしく御検討ください。

座長 ただいまの提案について、質疑はありますでしょうか。

高田 重信委員 議案質疑と一般質問を別々に行っていた当時、赤星委員はおられましたが、村石委員は…。

（「私はやっていない」と発言する者あり）

高田 重信委員 議案質疑と一般質問を分けていた当時は、それぞれを別の議員が発言していたのですが、委員会の活性化の妨げになってしまうのではないかということで、確か議会運営委員会の中で議案質疑を行う意義について話し合ったと思うのですが、覚えておられますか。

赤星委員 当時、市町村合併の2年後ぐらいに、自民党さんから、一般質問は年1回で質問は20分以内、48分の1の公平性だと突然言われました。私と志麻 愛子元議員は1人会派でしたので議会運営委員会に参加できませんでした。が、請願や署名も出すなどかなり反対をしました。結果、そのやり方が導入されました。年に1回しか質問できないのはどういうことだと思っ中、議案質疑は別として、議員1人

7分として行いました。年に1回しか一般質問を行えないものですから、議案質疑のときに一般質問のような発言をされる方もおられました。

それはちょっと違っていたということは覚えていています。

ただ私が思うのは、当時は一括質問だけだったのですが、合併以前の富山市議会では、質問を希望すれば定例会ごとに20分は質問できました。そして、それとは別に議案質疑がありました。

常任委員会では専門的で詳細な質疑を重視すべきです。常任委員会で聞く、詳細な質疑までを本会議場では行わなくてもよいので、せめて総括的な質疑は本会議場で行えるようにすべきだと思いませんか。

座長 ほかに質疑はありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

座長 それでは皆様の御意見をお伺いします。
ただいまの提案に対する御意見を挙手でお願いいたします。

高田 重信委員 現状どおり、議案質疑は一般質問と一括して

行うことで全然構わないと思います。

質問をする大きな1つの項目の中で関連性があれば、その中に当然議案質疑が入ってくるものだと思います。あくまでも議案質疑は各常任委員会の中で積極的に行う—お二人は、本会議では行えない専門的な質疑を常任委員会でされています。私はそれで十分だと思っています。

ただ、全ての委員会に参加できる会派がある一方で、会派によっては参加できない委員会があるという意見もありますけれども、会派同士で会派を組み、出られない委員会で質問をしてもらうといったサポートなど、今のルールの中でも方法はあると思います。

私は議案質疑と一般質問を別々に行っていた当時の経験から、議案質疑を独立して行うことは、効率性などを踏まえてもやはり少し無駄かなとも正直思いますので、今あえてそれを別々にすることは必要ないと思います。

村石委員

意見としては高田 重信委員と若干似ているところもあるのですが、協議事項1と2は関連していると思うのです。

一般質問時間が長くなれば、一般質問時間の中で議案質疑もできる—これは論理上もそうで、議場で発言する際に議案質疑及び一般質

問を行いますと述べてから、質問に入る方もおられます。高田 重信委員の言われることも分かるのですが、実態としては協議事項1の問題と同じように質問時間が短いということがあるのだと思います。

もう一つ、議案質疑については高田 重信委員も言われたように、富山市議会では、常任委員会で時間制限なくじっくりと十分に質疑が行えることはそのとおりだと思います。しかし、会派によっては全ての常任委員会に委員として所属できないという課題は残ります。ただ、余計なことを言いますけれども、常任委員会を傍聴しますと、ほとんど質問をしない委員がいます。常任委員会ではそれぞれの会派、議員は質疑をするべきだと思います。

舎川委員

配付されている資料の140ページに、質疑は自己の見解を述べないと質疑の意味をなさないようなものについてまで禁止しているものではないとありますが、同ページの2行目には、そもそも質疑は自己の意見を述べることができないとあります。しかしながら、行政全般に対して質問を行う一般質問と議案質疑を行うことによって、その案件の疑問点を幅広く質問することができると議員必携に記載されています。

したがって、議案質疑と一般質問を分けることによって、反対に発言に制限がかかるということになるのではないかと思います。そのため、議案質疑と一般質問を分けることはあまり意義がないのではないかとこの資料から読み取り、現状維持でいいのではないかと私は思います。

江西委員

これもやはり会派の大小の立場によって意見が変わってくるものだと思います。赤星委員の意見も分からないのではないのです。当然、本会議でも議案質疑を行うことはありますけれども、私たちの会派にとっては、基本は常任委員会で議案質疑を行うほうが、うまく議案質疑がこなせるとやはり思うわけです。根本の立場が違えば、どちらがうまく議会を活用し、当局に対して議案質疑を行えるのかという解釈の違いで終わってしまうのかもしれないのですが、議案質疑を本会議場で行うと常任委員会での質疑が非常にややこしくなるといった面もありますので、現状どおりで行っていただきたいと思います。我々の会派でも、常任委員会における質疑はしっかりと行っていきたいと思っています。

谷口委員

自分の所属していない常任委員会では発言で

きないため、その分を本会議場で行いたいということに理解いたしました。

以前は所属する常任委員会に関する質問は本会議ではしない、常任委員会の中で行うという申し合せだったと思います。

そうであれば、私も所属する建設委員会以外の委員会では発言できないことになります。議案質疑もそうですし、議案以外の質問も常任委員会ではできるわけです。所属しない常任委員会の質問を本会議で行い、所属する常任委員会の質問は当該委員会ですということとすれば一先ほども言いました、質問内容の質にも関わってくるのですが一もう少し時間がうまく取れるのではないかと思います。所属する常任委員会の質問で終わってしまう議員もおりますので、こうしたことをしっかりと見直してもいいと思います。

今回の協議事項とは少しずれますけれども、こうした観点からも今は分ける必要はないと思います。

尾上委員

谷口委員が言われたとおり、以前はそうした制限の中で行っていましたが、今はあまりそうしたことは言われなくなりました。そうした制限があったとしても、所属する常任委員会では質問できるので、所属する常任

委員会の質問を本会議場でしなければ、別に問題はないと思うのです。

議案質疑と一般質問が分かれていた当時の状況や一括して行うこととした経緯については知らないのですが、高田 重信委員が言われたように、委員会の活性化ということは重要な論点であると思います。加えて、常任委員会では会議時間に制限がないので一夜の7時とか8時までやるという話ではないのですが一そうしたことも勘案すると、現状どおりでいいと思います。

松井委員

検討項目の概要・要旨にもありますけれども、今、何が提案されているのか市民に対して分かりやすい議会とすることは大事なことだと思います。そうした点で、村石委員が言われたように一般質問並びに議案の質疑という言い方をすることが何度かあり、今は一般質問の中で提案されている議案をただしていくことができます。

また、現在は所属する委員会の質問も本会議場で行えますから、議案質疑をできないということはなく、今のところ不都合はないと公明党は考えていますので、現状どおりでいいのではないかと思います。

村石委員

関連して、検討項目の概要・要旨の最後の一文「市民に何が提案されているのか分かりやすい議会とする。これは本会議場で質疑を行えば、中継もされるということで行われている」と思っています。このことを考えますと、常任委員会で質疑などをいろいろ行っても、当局の答弁などは何も残らないのです。もし、常任委員会の録画が配信されれば、議員と当局とのやり取りが分かります。今回の協議事項ではないのですが、前回の協議事項でもありました、委員会のインターネット中継といった視点も必要だという意見です。

赤星委員

補足で配付しました資料「中核市照会結果（R4.12末時点）」を見ていただきたいのですが、議案質疑と一般質問を別々に行っている市議会は40市議会、64.5%と多くあります。なぜ別々に行っているのかまでは深く聞いていないのですが、そもそも論で議案質疑と一般質問は違うのです。私も議員となり何十年がたちますけれども、全国規模の議員研修会に何度も参加しました。議会改革がテーマとなっている分科会などでよく講義をしておられる、全国市議会議長会の調査広報部長を務めておられた加藤先生という方がいらっしゃいます。私が富山市議会

の現状は議案質疑と一般質問を一緒に行っていると言いますと、それはおかしい、別々に行うべきですと加藤先生はおっしゃいました。また、参加しているほかの議員の方々からもそれはおかしいと言う声が多く聞かれました。そうしたこともあり、私は議案質疑と一般質問は別々に行うべきだと何度も提案してきたわけですが、意見が一致しないのは残念です。

こうすればできる、ああすればできるではなく、そもそも別のものなので、別々にしましょうと私は言っているだけです。今後、また考えていただければと思います。

座長

この協議項目につきまして、最終的に意見の一致は見られませんでした。皆様からいただきました御意見などを議長に報告したいと思えます。

最後に協議事項の3番目、代表質問の毎定例会実施についてであります。

これにつきまして、提案者であります日本共産党さんから提案理由の説明をお願いいたします。

赤星委員

富山市議会では3月定例会のみとなっている代表質問を、毎定例会実施してほしいという

ものです。

代表質問が行える会派から代表して一般質問の中で質問される方がおられますけれども、そうではなく、その時々でいろいろな情勢があります。

例えば、国政の状況—新型コロナウイルス感染症が蔓延してきているなど様々な問題が起こったときなど、その時々により市長、当局の基本姿勢を正面からただすために代表質問を行っていただきたいと思っております。

一般質問は議員個人個人が探求しているテーマや、得意としているテーマ、またどうしても質問したいテーマなどがありますから、市の基本姿勢を年4回ある定例会ごとにただしていただきたいと思い、提案しました。

座長 ただいまの提案について、質疑はありますでしょうか。

江西委員 赤星委員の提案理由を聞いていまして、論点は2つあると思います。

そもそも代表質問の内容が、その時々で社会情勢に合った、会派ごとにただす質問になっていないという代表質問そのものの存在を問うている部分と、代表質問を毎定例会で行いたいという部分があると思うのですが、これ

はどのように整理して考えればよろしいですか。

赤星委員 6月・9月・12月の定例会においては一般質問だけ、代表質問は3月定例会の年1回となっています。

各会派の代表質問のどれがよくて、どれが悪いということではなく、代表質問が行える会派は、当局の基本姿勢を毎定例会ただすようにしてほしいという考えです。

江西委員 代表質問の趣旨の説明があり、だからこそ代表質問は毎定例会で行うべきだとの説明だったと思うのです。ですから、現状の代表質問とは趣旨が若干異なる代表質問を毎定例会で行うという、代表質問の趣旨が大勢を占める説明だと思いましたので、どちらに重きを置いて議論をすればよいのかと思ったのです。今の説明で、提案の趣旨は毎定例会で代表質問を実施したいということだと分かりました。

高田 重信委員 検討項目の概要・要旨にある「会派ごとに資せる」にある「会派」とは、現在代表質問権を持つ会派—富山市議会自由民主党、自由民主党、公明党、立憲民主市民の会を対象としているということですか。

赤星委員 そのとおりです。現在、代表質問権を持たない会派まで代表質問を行うということではありません。

座長 ほかに質疑はありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

座長 それでは皆様の御意見をお伺いします。ただいまの提案に対する御意見を挙手でお願いいたします。

谷口委員 今、赤星委員と江西委員が言われた代表質問の内容に関しまして、ものすごく分かる部分があります。今の代表質問は一般質問と何が違うのかということです。せっかく与えられた代表質問の時間ですので、もっと体系的な質問をしていただければよいのですが、3月定例会は長時間の代表質問により、一般質問の内容が薄くなっているのが現状ではないかと思えます。これは見方もいろいろありますので私の考えにはなりませんけれども、現状の内容の代表質問を毎定例会で実施するとなると、それこそ一般質問が必要なくなるほどの時間を使うことになりますので、現状、毎定例会で実施することはどうか

とは思いますが。まずは、代表質問の質を上げていっていただきたいと思います。

舎川委員

代表質問を毎定例会で実施することはありがたいのですが、先ほどの協議事項のような一般質問の時間を少し増やしていくという趣旨がやはり大きいのかなと理解しました。

代表質問の毎定例会実施については質問の質を上げることが前提とした上で、もう少し精査が必要だとは思いますが、制度的には現状どおりでよいと思います。

また、代表質問は大局的に当初予算を審査するものであるため、代表質問権を持つ会派はどのように質問するのかなど、質問の質を要求されるので、質を上げていくことについては会派でも考えていきたいと思っています。

村石委員

舎川委員と同じような部分が多いと思います。

今の代表質問を毎定例会で実施して、どのような質問の内容となり、どのような効果があるのかということを考えると、今後も調査・研究が必要だということが1つです。

加えて、代表質問の質の問題です。確かに皆様が言われるように、大局的に代表質問らしいことを質問する意義は理解できますけれども、会派や議員にとってはその定例会中にど

うしても聞きたいこと、質問したいことはあるのです。ただ、一般質問の時間が限られているという意味では、我が会派では現実には代表質問の中で一般質問のようなことを質問しています。ですから、一般質問時間の見直しには代表質問も関連していると思います。また、赤星委員は言われませんでしたでしたが、代表質問を行える会派は2人以上の会派でもいいと私は思います。配付された資料にあるように、25.5%の市議会では2人以上の会派が代表質問を行っていますので、3月定例会では2人以上の会派が代表質問を行い、それぞれの会派からの視点で予算や令和5年度の事業をチェックし、提案する。私はむしろそのほうがよいと思うのですが、赤星委員は言われませんでした。これは意見です。

江西委員

意見を言うのであれば、今の代表質問そのものが一般質問の総大集、総全集、集合体になっている現状があると私は思います。ただし、舎川委員が言われたように代表質問は当初予算に対する質問であるため、ある程度質問内容が細くなることは一部譲歩できますが、今の代表質問の風景を見ておりますと、これを毎定例会で行うことはとんでもないことだと思いますので、我が会派としては

反対、現状維持ということであります。

尾上委員

現状維持でよいと思います。

代表質問を毎定例会で実施しますと一般質問がなかなかしづらくなるということもありますし—今のルールの中では我が会派は代表質問権は持っていませんが—代表質問権を持つ会派は毎定例会質問を考えなくてはいけなくなり、それが負担になるのではないかと思います。以前所属していた会派は議員が4人いましたので、代表質問を行っていました。ベテラン議員がおりましたので代表質問を考えることは容易だったのかもしれませんが、これを毎定例会で実施するということになりすと、難しいのではないかと思います。

議会の活性化という点からも、代表質問に一般質問的な内容が混ざると一般質問がしぼんでしまうということもありますので、現状のままでもよいと思います。

松井委員

配付された資料にもありますが、代表質問を行える会派を3人以上の会派としている市議会は58.2%と、約6割が3人以上です。2人以上としている市議会は次に多いようですけれども—今、尾上委員が言われたように毎定例会で代表質問を考えるということにな

ると、会派の負担はやはり多くなります。公明党は代表質問権を持っておりまして、自民党、公明党という中で質問を考えてきました。また、質問の調整—それは数の部分もあるわけですから、ここは自民党が質問をするので、公明党はほかの項目を質問する。このように考えながら質問の調整をしていました。江西委員も言われたように、代表質問が総全集のようになっている現状で、毎定例会で代表質問を実施するということになりますと、代表質問の内容が薄くなり、形だけとなってしまう、同じ答弁が何度も返ってくるようになる。これでは代表質問の在り方そのものも薄まってしまうため、代表質問権を持つ会派はしっかりと質問の内容を精査して、趣旨を外さないように質問していくことが大事だと思いますので、現状維持でいいと思います。

座長 ほか意見はありますか。

〔発言する者なし〕

座長 赤星委員より提案のありました、代表質問により当局の基本姿勢をただすということについては、質問の質の向上を皆様考えておられますが、代表質問の毎定例会の実施につきま

しては意見の一致が見られなかったということで議長に報告を行いたいと思います。

次に、事前に御案内はしておりませんが、議会改革検討調査会の視察についてであります。

このことについては、昨年11月30日に開催されました各派代表者会議において、出席議員から当検討調査会の視察の費用を予算要求してはどうかとの提案があったという話を議長より伺っておりますので、当検討調査会で視察を行うことについて、協議したいと思います。

ただし、皆様御承知のとおり、来年度当初予算の協議は既に始まっていることから、来年度当初分としての予算要求をすることはできませんが、本日は、当検討調査会での視察が必要かどうかということについて、皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

村石委員

視察の実施は必要だと思います。

当検討調査会での最後の視察だと思うのですが、けれども、平成30年度の当検討調査会の行政視察報告書があります。ここにいる委員の中にも行かれた方がおられると思います。座長も行っておられます。

実際に視察に行き、そのことを踏まえて改善

した実績として、予算決算委員会を独立させました。また、議会基本条例の様々な見方についても調査・研究を行いました。

当検討調査会は委員会のインターネット中継などいろいろな協議項目を持っていますので、このメンバーで視察を実施すべきであると思います。ぜひ予算要求をしていただけたらと思います。

舎川委員

村石委員からは各派代表者会議でも御提案いただいたと思います。

この検討調査会で大きな課題、問題などを協議し、一定の方向性が見えるものは視察に行き、学んできた様々なことをどう取り入れていくのかを考えることは確かに重要だと私は思います。

ただ、我々全体でこの課題について視察に行くことに全会一致となれば、実施するべきだと思うのですけれども、あらかじめ、予算を要求することにはちょっと賛同できないところではあります。

視察ありきではなく、講師を呼ぶ、議会全体で勉強会を開催するなど、どのように効果を上げていくのかを議長に提案することも重要であると思います。

そのため、視察ありきで予算を要求するとい

うよりも、重要なテーマがあるときに、まずは視察に行くのか、勉強会を開催するのかということ当検討調査会で考えることが重要であると思います。

赤星委員

これまで当検討調査会での視察は1度しか行っておりませんが、必要であることから実施したほうがよいと思います。

例えば、近いところでは新潟県上越市議会です。委員会中継をどのように行っているのかなど一上越市議会では委員会室のうちの1部屋にカメラをつけているそうなのですが、それでも一実際に見に行くことは必要です。

また、三、四年前に岐阜県高山市議会を開会日に視察したことがあります。高山市議会では、市長は議案についての提案理由説明に加え、定例会間の様々な市政報告をします。その報告の後、各部局長が議案についての簡単な説明を行い、質疑のある議員はその都度、手を挙げて質疑を行います。見ている市民の方々からは分かりやすいという声が出ていました。

このように、富山市議会では当たり前だと思っていることが実は違うのだということも分かりますので、視察を実施することはとても大事だと思います。

村石委員

先ほど、舎川委員は大きな課題があれば、それをみんなで見に行こうと言われましたが、やはり委員会のインターネット中継や当時の当検討調査会の視察報告書の所感にもありますように、下関市議会の議会図書館が立派に整備されており、一般市民にも開放されていることに感銘したと書いている委員もおられました。富山市議会の議会図書館をどうするのかなど、課題はそれなりにいろいろとあると思うのです。そうしたことから、予算を確保しておくということは必要だと思います。

舎川委員

村石委員が言われました委員会のインターネット中継については、議会運営委員会において視察を実施しております。また、我々の会派でも様々なところを視察しています。

当検討調査会で改めて視察を実施する場合、制度上の変更を議会運営委員会に訴える必要があるなど、やはり我々が全員一致で必要だと判断する大きな課題だと思うのです。つまり、この課題に限って行く、それだけの理由があるのかどうかということです。

加えて、制度の変更などをみんなで考えたときに、視察が必要なのか、それとも勉強会が必要なのか一視察が必要となったとしても、議会運営委員会で視察に行くという議長の判

断もあるかもしれませんが。

まずは視察ありきではなくて、課題の解決のために何が必要なのかということをもみんなで醸成ができた上で実施するということが必要なのではないかと言っているのです。

村石委員

舎川委員に伺います。

議会運営委員会でも議会改革に関わる視察を実施しているということを考えると、議会運営委員会の今後の動向と当検討調査会の視察を調整しながら、視察の実施を検討すべきであるという整理でよろしいでしょうか。

舎川委員

はい。議会運営委員会と当検討調査会では委員も一部被っておりますので、違う方向性でそれぞれ視察を実施することは無駄だと思います。議会運営委員会を当検討調査会が補完すると言うと変ですが、視察を提案していくということであればいいのではないかと思います。仮に議会運営委員会で既に視察を実施した項目は、当検討調査会の委員も一部ですが視察に行くことになりますので、目的などを精査した上で当検討調査会の視察を検討するという事です。

まずは視察に行くということではなく、議会運営委員会との調整を考えながら、検討して

いけばいいのではないかと思います。

村石委員 舎川委員の整理されたことは理解できます。ただ、当初予算で要求しなければ、年度内に視察を実施すべきとなった場合、視察のために補正予算を要求することは一般的にはできないのですよね。

議事調査課長 年度の途中でそうした議論の方向となれば、補正予算で要求することは可能かもしれませんが。その際には要求する理由、必要性が重要になってくるかと思います。

江西委員 私が当検討調査会の副座長をしていたときに任意で一政務活動費を使ったのかどうかは別ですけれども一何人かで長野県上田市への視察を実施しました。そういったことも可能ですし、今、私はスポーツ関連の議員連盟の事務局をしており、ほかの会派の皆様と一緒に視察に行きませんかと提案することもあるわけです。村石委員が当検討調査会に大きなテーマを提案されるのであれば、来年度に向けた予算づけを検討すべきだとも思いますが、今それがないのであれば、まずは視察ありきではなく、必要があれば座長が音頭を取って有志で視察を実施するといった方法もあると

思いますので、現時点ではやはり反対です。

松井委員　やはり予算ありきではなく、議会運営委員会としっかりと調整しながら、会派ごとに合同で視察を実施するなど、政務活動費により実施すればいいのではないかと思います。

座長　皆様の御意見を聞いておりますと、大きなテーマや重要な課題などが出たときにその都度、当検討調査会として視察に行くことが最良なのか、まずは会派で調査・研究するほうがいいのか、または視察だけではなく、講師を招いて勉強会を開くほうがよいのかを考えていくということで、最初から予算ありきで実施するという意見が少なかったと思います。こうした内容でよろしかったでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

座長　それでは、そのように決定いたしました。以上で本日の協議事項は全て終了しました。本日、御協議いただいた項目につきましては、私から議長に結果を報告することといたしますので、御承知おき願います。これをもって、本日の議会改革検討調査会を閉会いたします。

令和5年1月26日
議会改革検討調査会記録署名

座 長 高 田 真 里

署名委員 村 石 篤

署名委員 高 田 重 信